

平成25年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の
評価書

平成26年8月22日
環境省独立行政法人評価委員会

総合評価： A

概 評

独立行政法人環境再生保全機構は、平成16年4月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、環境の保全に関する民間団体の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出と環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、平成18年3月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。

第二期中期目標期間の最終年度となる平成25年度においては、中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

業務の質の向上に関する事項

- 公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収が計画どおり行われるとともに、納付義務者や都道府県等に対する的確な指導や利便性の向上が図られている。

また、オンラインによる申告率が5割を超えるなど事務処理の効率化もより一層進められている。

- 公害健康被害予防事業については、収入の安定的な確保と事業の重点化及び効率化が図られるとともに、公害患者等のニーズの把握と各種事業への反映に努めている。

また、知識の普及に当たっては、様々な媒体や手法による情報提供が行われるとともに、研修についても、アンケート結果を事業に反映した多様な研修が行われている。

なお、平成25年度より、地方公共団体でも事業の評価・分析を直接行うことができる「集計・分析システム」を構築したところであり、今後は、地域における事業にそれを積極的に活かしていくことが求められるとともに、助成事業についても、重点化したソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の効果等について改めて検討評価するなどして、より良い助成事業の実施方策を検討していくべきである。

- 地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った事業の重点化や、利用者の利便性の向上、基金事業の広報等の取組が適切になされるとともに、法人内に横断的なプロジェクトチームを設置して来年度に向け新たな助成の枠組みを検討・導入するなど意欲的な事業運営がなされている。

また、募金活動については、平成23年度以前の水準には回復していないものの、新規寄付者の開拓を目的とした広報募金計画を定めるなどして、前年度を大きく上回る寄付がなされたことは評価でき

る。

今後は、基金のより一層の造成に向け、新たな基金の仕組みづくりなどの検討も必要である。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、軽減事業等への助成について適正に審査し実施されている。
- 維持管理積立金の管理業務については、資金の運用、積立金の管理、積立者への運用状況の報告等が、適正に実施されている。
- 石綿健康被害救済業務については、地域性や対象者を考慮した多様な媒体による広報活動を実施するとともに、被害者の認定についても申請・請求から認定までの処理日数は大幅に短縮されるなど迅速な処理が行われている。

また、患者等へのアンケート結果を踏まえ、医療関係者の救済制度への認知度及び診断技術の向上を図るための学会セミナーの開催など、救済制度の円滑な運営に向けた取組がなされているとともに、情報セキュリティ対策が適切に行われるなど、安全かつ効率的な業務実施体制の構築が進められている。

なお、平成25年6月末に大阪支部を廃止したところではあるが、被害者が確実に救済されるよう、今後とも広報強化に努めることが必要である。

機構の組織・業務の運営に関する事項

- 平成25年度は、事業管理部の実施体制を見直し2名削減するなどして業務体制の効率化が進められている。

また、内部統制の強化に関して、PDCA手法による課長職のマネジメント強化などがなされるとともに、リスク管理についてもリスク

総数の更新が図られるなどしており、全体として様々な取組が適切になされている。

- 業務運営においては、システムサーバの運用管理を外部委託しセキュリティ等の向上を図るとともに、一般管理費及び業務経費ともに予算の範囲内で全体的な経費の縮減が図られている。
- 業務における環境配慮については、温室効果ガスを平成18年度比で35.6%削減しており高く評価できる。

財務内容の改善に関する事項

- 財務の状況については、平成25年度の総利益は、40億円であり、その主な要因は、各勘定における運営費交付金の精算収益化並びに承継勘定における利息の収支差等によるものである。

資金運用については、各基金の運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用が行われている。

また、承継業務に係る債権・債務の処理については、破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収も順調に行われている。

さらに、短期借入金については、資金管理を適正に行うことにより、財投借入金等の償還を円滑に行いつつ、その限度額を超えない運用が行われている。

その他の業務運営に関する重要事項

- 常勤職員の削減を計画通り進めるとともに、人事評価制度についても、評価制度マニュアルの改正などの改善を図っている。

また、職員研修についても、必要な知識等の取得や能力の開発に向け積極的に行われている。

事項別評価

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下に示すとおり、各業務において適正な運営が図られ、それぞれの業務について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

〔公害健康被害補償業務〕（評価：A）

1. 汚染負荷量賦課金の徴収（評価：A）

申告督促や実地調査、委託事業者の指導等粘り強い的確な徴収業務が行われ、申告額に対する収納率をほぼ100%としている。

特に、2段階の申告督促により未申告事業所のかなりの事業所が高い割合で申告納付に依っており、また、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している工場事業場に対する実地調査についても、目標を上回る64事業所で、地域、業種に偏らない体系的で詳細な調査が行われていることは評価できる。

徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、年々減少し、平成20年度比で7%以上の削減を図るという中期計画に定める削減目標を上回る8.99%の削減を実現しており、引き続きさらなる削減努力に期待したい。

また、納付義務者等に対しては、全国で説明会を開催するとともに、オンライン申告に特化したアンケート調査の実施や申告システムの改修を行うなどして利便性の向上が図られている。

さらに、オンライン申告については、実地調査時や電話によるきめ細かい懇話などにより申告件数が前年度より約10%増加し、全申告に対する割合が5割を超えたことは評価できる。

今後は、アンケート調査の結果で示されているオンライン申請できない理由に対する対応についても検討されたい。

2. 都道府県等に対する納付金の納付（評価：A）

都道府県等のニーズを踏まえ、手引書の見直しによる事務処理の効率化や、研修会や現地指導による担当者への周知徹底、納付業務システムの改良等による利便性の向上が図られている。また、現地指導等に合わせて、特色ある公害保健福祉事業の情報収集やその共有などの有用な作業も行われており、評価できる。

なお、手引書の改善も毎年行われているところでもあり、今後は、研修会の遠隔開催や、都道府県等の内部で適切な引き継ぎ等が行われるような体制構築等に向けた検討がなされることが望ましい。

〔公害健康被害予防事業〕（評価：A）

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化（評価：A）

予防基金の運用状況については、現在の社会状況に鑑みた堅実な運用が図られている。

また、ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）への申請を優先的に採択するなど、事業の重点化及び効率化が図られるとともに、ぜんそく患者等のニーズに的確に応える事業内容の改善等が進められている。

さらに、プロジェクトチームを法人内に設置し、事業の在り方について検討を行い基本戦略をとりまとめるなど、予防事業の質の向上に積極的に取り組んでいることは評価できる。

2. ニーズの把握と事業内容の改善（評価：A）

患者団体等との意見交換、事業参加者へのアンケート調査や事業終了2か月後の追跡調査などを通じて、ニーズの把握に努め事業内容の改善に反映している。さらに、そらプロジェクトの調査結果等を踏まえ学童期の患者に対する事業にも取り組んでおり評価できる。

なお、地方公共団体でも事業の評価・分析を直接行うことができる「集計・分析システム」を構築したところでもあり、今後は、それを地域における事業に積極的に活かしていくことが求められる。

3. 調査研究（評価：A）

環境保健分野及び大気環境改善分野ともに、公募により採択した研究を外部有識者による評価委員の評価を受け、前年度に引き続き継続して実施している。

また、評価委員の評価結果を研究者等にフィードバックするなどして研究の質の向上に努めるとともに、研究成果についても、学会への論文発表の他、成果集を作成するなど実務にも反映しており評価できる。

4. 知識の普及及び情報提供（評価：A）

ぜん息等の電話相談や小学校への出張型の講習会、アレルギー専門医への個別相談会等の実施や、パンフレットの作成配布など様々な手法により、ぜん息等の発症予防や健康回復に関する知識の普及がなされており、ほぼ全ての事業で参加者の概ね9割から高い評価を受けている。また、ホームページを通じた情報提供については、研究事業を通じて得られた最新の知見や情報を積極的に提供しており、高いアクセス件数（14,069千件）を得るなど、適切に実施されている。

なお、中期計画に基づき業務が適切に実施され一定の成果が出ているが、今後は、広報の費用対効果を検証することも必要である。

5. 研修の実施（評価：A）

予防事業従事者等を対象とした研修やコメディカルスタッフを対象とした研修、既受講者の復習を促進するeラーニング学習システムによる研修など、受講者アンケートから得られた結果を事業に反映した多様な研修が実施されている。

事業参加者の9割以上から高い評価を得ており、研修内容については良質かつ十分なものとして評価できるが、依然として、それに比した受講者数とは言えない状況でもあり、いかに受講者を拡大していくかが今後の課題である。

6. 助成事業（評価：A）

環境保健分野に係る助成事業については、患者団体へのヒアリング等によって把握したニーズを踏まえ、ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）に重点化した助成がなされ、事業参加者も全体として増加しており適切に実施されている。

今後は、助成を行うことを目的とするだけでなく、ソフト3事業に重点化した助成事業の効果等について改めて検討評価を行うなどしてより良い助成事業の実施方策を検討していくべきである。

〔地球環境基金業務〕（評価：A）

1. 助成事業に係る事項（評価：A）

助成期間（3年）の厳守により助成先の固定化の回避に努めるとともに、これまで実施されていない地域における説明会の実施やWEBによる広報強化など裾野の拡大に向けた取組がなされている。

また、第三者委員会において策定された重点配慮事項に基づいた助成事業の重点化や要望書の様式変更などによる利便性の向上、処理期間の短縮等についても、適切に実施されている。

さらに、地球環境基金の創立20周年に当たり、法人内に横断的なプロジェクトチームを設置した上で今後の地球環境基金事業の在り方の検討を行い、翌年度に向け新たな助成の枠組みを導入するなどしており、その意欲的な事業運営は評価できる。

2. 振興事業に係る事項（評価：A）

調査事業については、環境NGO・NPOの活動状況の把握が適切に行われるとともに、研修事業についても、人材育成に関する研修など研修の重点化が図られ、ほぼ全ての研修参加者から有意義であったとの回答を得ており適切に実施されている。

また、研修、講座、計画の各段階において第三者をアドバイザーとして選任するとともに、地球環境基金制度の見直しにおいても、若手プロジェクトリーダー育成のための新たな研修メニューを創設するなどしており評価できる。

3. 地球環境基金の運用等について（評価：A）

募金活動については、新規寄付者の開拓を目的とした広報募金計画を定めるなどして、前年度を大きく上回る寄付がなされており評価できるが、平成23年度以前の水準には回復していない。今後は、基金のより一層の造成に向け、新たな基金の仕組みづくりなどの検討も必要であるが、平成25年度より開設したTwitterについては、費用対効果を含めた効果検証が必要である。

なお、基金については、近年の厳しい経済状況の中、収入の安定的な確保に努めるなど良好な運営がなされている。

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〕（評価：A）

軽減事業及び振興事業への助成については、適正に審査し実施されており、助成金の交付状況についてもホームページで公表されている。

〔維持管理積立金の管理業務〕（評価：A）

維持管理積立金については確実な取戻しを確保しつつ、積立及び取戻しの状況を考慮した国債等による堅実な運用が行われるとともに

に、運用利息額の通知も適切に実施されている。

〔石綿健康被害救済業務〕（評価：A）

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施（評価：A）

自治体主催イベントへの出展や新聞、交通広告、医療専門誌への広告など、地域性や対象者を考慮した多様な媒体による広報活動がなされている。また、救済制度に関する相談等についても、フリーダイヤルや保健所説明会を行うなどしており、適切に対応している。

なお、平成25年6月末に大阪支部を廃止したところでもあり、被害者が確実に救済されるよう、今後とも関西地区における広報の強化に努めることが必要である。

2. 制度運営の円滑化等（評価：A）

救済制度の関係者を対象とした各種アンケート調査の実施や、それらの調査結果を踏まえた学会セミナーの開催や手引書の統合など適切な対応がなされている。

また、細胞診等の実践的な研修など診断精度の向上等に向けた取組や、申請や認定状況等のホームページによる情報公開も適切に実施されている。

3. 認定・支給の適正な実施（評価：A）

不備のある認定申請書類について、機構が自主的に医療機関に対して追加・補足資料の作成協力を求めるなど、期間短縮に向けた具体的な取組が効果を上げており、申請・請求から認定までの処理日数は大幅に短縮されている。

また、救済給付の審査・支給についても、労災保険給付等の支給状況について、関係省庁との協議により、窓口を厚生労働省に一元化することで効率化が図られるなどしており、業務は適切に実施さ

れている。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築（評価：A）

認定・給付システムの改修により、入力や確認ミス削減等が可能となり業務の効率化が図られるとともに、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターに移管することなどにより情報セキュリティの強化が図られており、業務は適切に実施されている。

5. 救済給付費用の徴収（評価：A）

これまで申告・納付がなかった船舶所有者に対して督促を行い公平な徴収に努めるなど、特別拠出金の徴収は確実に実施されている。

今後とも、未納付の船舶所有者に対して粘り強い徴収に努め、納付義務に関する意識の浸透を図ることが必要である。

6. 救済制度の見直しへの対応（評価：A）

労災保険制度との連携などの諸課題について、関係省庁に対する調整を行うなど適切な対応がなされている。

II. 業務運営の効率化に関する事項

以下に示すとおり、組織運営の効率化、業務運営の効率化、経費の効率化・削減及び業務における環境配慮について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1. 組織運営の効率化（評価：A）

組織運営の効率化を図るため、事業管理部の実施体制を見直し2名削減するとともに、監査室員を全員専任にするなどして内部統制の強化を図っている。特に、内部統制の強化に当たっては、このほか、PDCA 手法による課長職のマネジメントの強化や職員に対するコンプライアンス研修、監事による評価なども行われている。

また、リスク管理についてもリスク総数の更新が図られるなどしており、全体として絶えず様々な取組がなされており、高く評価できる。

2. 業務運営の効率化（評価：A）

コンプライアンス推進委員会など外部有識者からなる各種委員会を活用し業務実施上の助言を受けるとともに、システムサーバをデータセンターに設置してその運用管理を外部委託することによりセキュリティ等の向上を図っている。

一般管理費及び業務経費ともに予算の範囲内で全体的な経費の削減が図られるとともに、人件費の対国家公務員比（ラスパイレス指数）についても、他の法人と比べ高い状態であるものの、概ね109程度とする目標を達成した上でなお減少傾向が続いており、ホームページ上での公表もなされている。

また、競争性のない随意契約についても削減の方向が定着し、わずか2件となっているなど、効率化のための取組が継続して行われており適切に実施されている。

3. 業務における環境配慮（評価：A）

温室効果ガス排出量については、計画（3%削減）を大幅に上回り、平成18年度比で35.6%削減しており、適切な運営が行われている。

また、環境報告書の作成及び公表に当たっても、標準的な取組がなされている。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

以下に示すとおり、財務の状況、承継業務に係る債権・債務の適切な処理、短期借入金の限度額について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1. 財務の状況（評価：A）

平成25年度の総利益は約40億円であり、その主な要因は、公健勘定、基金勘定及び承継勘定における運営費交付金の精算収益化並びに承継勘定における利息の収支差等によるものである。

利益剰余金は前年度末の約159億円に対して、平成25年度は、繰越積立金取崩額0.21億円、当期積立額約40億円を計上し、当期末残高は約199億円となっている。

運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により交付額を下回っている。

また、資金運用については、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理（評価：A）

平成25年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、約218億円と前年度末に比べ約50億円圧縮し中期計画の目標を達成した。その主な要因は、回収の約48億円と貸倒償却の約2億円となっている。

約定弁済先の管理強化の取組については、一般債権からの新たな延滞債権は発生していない。

法的処理の推進状況等については、平成24年度から係属している2件に加え、新たに4件実施し、年度末の係属中の法的処理事案は6件となっている。

なお、サービサーによる債権回収は委託費0.81億円に対して11.3億円となっており14倍の効果があった。

3. 短期借入金の限度額（評価：A）

計画的かつ機動的な資金管理により、借入限度内での借入を行い、財投借入金等の償還が円滑に実行されている。

4. 重要な財産の処分等に関する計画（評価：A）

戸塚宿舎の処分については、計画通りに年度内に国庫納付が行われている。

IV. その他業務運営に関する重要事項

以下に示すとおり、人事に関する計画、その他の中期目標を達成するために必要な事項について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1. 人事に関する計画（評価：A）

計画通り、事業管理部の常勤職員2名の削減を進めるとともに、人事評価制度についても、評価制度マニュアルの改正などの改善を図っている。

また、職員研修についても、課長のマネジメント力の強化を図るための研修や外部研修への派遣などが積極的に行われており評価できる。

2. 積立金の処分に関する事項（評価：A）

前期より繰り越した積立金に関し、公害健康被害予防事業の財源として活用し事業の充実を図るとともに、自己収入で取得した固定資産の減価償却費について取崩し、適正な期間損益を計上している。

(総合評価: A)

	評価比率	総合評価				
		大項目	中項目	小項目		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	50%	A 4.00	2.00			
<公害健康被害補償業務>	10%			A 4.00	0.40	
1 汚染負荷量賦課金の徴収	5%					A 4 0.20
2 都道府県に対する納付金の納付	5%					A 4 0.20
<公害健康被害予防事業>	7%			A 4.00	0.28	
1 収入の安定的な確保と事業の重点化	2%					A 4 0.08
2 ニーズの把握と事業内容の改善	2%					A 4 0.08
3 調査研究	1%					A 4 0.04
4 知識の普及及び情報提供の実施	1%					A 4 0.04
5 研修の実施						A 4 0.04
6 助成事業	1%					A 4 0.04
<地球環境基金業務>	10%			A 4.00	0.40	
1 助成事業に係る事項	5%					A 4 0.20
2 振興事業に係る事項	2%					A 4 0.08
3 地球環境基金の運用等	3%					A 4 0.12
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	3%			A 4.00	0.12	
<維持管理積立金の管理業務>	3%			A 4.00	0.12	
<石綿健康被害救済業務>	17%			A 4.00	0.68	
1 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	3%					A 4 0.12
2 制度運営の円滑化等	3%					A 4 0.12
3 認定・支給の適正な実施	5%					A 4 0.20
4 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	2%					A 4 0.08
5 救済給付費用の徴収	2%					A 4 0.08
6 救済制度の見直しへの対応	2%					A 4 0.08
II 業務運営の効率化に関する事項	23%	A 4.00	0.92			
1 組織運営	6%					A 4 0.24
2 業務運営の効率化	15%					A 4 0.60
3 業務における環境配慮	2%					A 4 0.08
III 財務内容の改善に関する事項	20%	A 4.00	0.80			
1 予算						
2 財務の状況	10%					A 4 0.40
3 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	8%					A 4 0.32
4 短期借入金の限度額	2%					A 4 0.08
5 重要な財産の処分等に関する計画						A 4 0.08
6 剰余金の使途						
7 保有資産の見直し						
IV その他業務運営に関する重要事項	7%	A 4.00	0.28			
1 職員人事に関する計画	5%					A 4 0.20
2 積立金の処分に関する事項	2%					A 4 0.08
総合評価			A			4.00